

全建事発第 113 号
平成 22 年 12 月 24 日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
〔公 印 省 略〕

平成 22 年度建設生産システム合理化推進協議会申合せ事項の周知について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本会の事業運営につきまして格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「建設生産システム合理化推進協議会」におきまして、総合工事業者と専門工事業者との間の見積条件の明確化を図る観点から「総合工事業者・専門工事業者間における工事見積条件の明確化について―「施工条件・範囲リスト」(標準モデル)の作成―」について申合せが行われてきたところです。

今般、同協議会において、前記「施工条件・範囲リスト」について、すでに申合せが行われている 15 工種の標準モデルのうち 1 工種(金属製建具・カーテンウォール工事)の改訂がなされるとともに、新たに 1 工種(左官工事)の申合せが行われました。

見積協議の際の施工条件を当事者間で明確にすることは、適正な見積りと契約締結には不可欠のものであり、建設生産システムの合理化に向けて大きな意味を持つことから、これらの趣旨を踏まえ、貴会会員に対しまして、周知方よろしくお願い申し上げます。

以 上



国総入企第24号

国総建振第7号

平成22年12月16日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省建設流通政策審議会



平成22年度建設生産システム合理化推進協議会申合せ事項の周知について

「建設生産システム合理化推進協議会」においては、総合工事業者と専門工事業者が対等の立場に立って、建設生産システムが抱える種々の問題の解決に向けて具体的な基準・ルール等を確立するため、かねてから「総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針」、「総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の適正な手順等について（見積条件と実際の施工条件が異なっていた場合の適正な対応）」のほか、総合工事業者と専門工事業者との間の見積条件の明確化を図る観点から「総合工事業者・専門工事業者間における工事見積条件の明確化について－「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の作成－」について申合せが行われ、同協議会からの要請を受け申合せの周知について特段のご配慮をお願いしてきたところである。

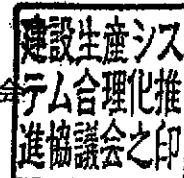
今般、同協議会において、前記「施工条件・範囲リスト」について、すでに申合せが行われている15工種の標準モデルのうち1工種（金属製建具・カーテンウォール工事）の改訂がなされるとともに、新たに1工種（左官工事）の申合せが行われ、同協議会より関係団体に対する周知について協力依頼があったところである。

見積協議の際の施工条件を当事者間で明確にすることは、適正な見積りと契約締結には不可欠のものであり、建設生産システムの合理化に向けて大きな意味を持つことから、これらの趣旨を踏まえ、傘下建設業者に対して、同協議会の申合せの周知について、特段のご配慮方お願いする。

平成22年12月16日

国土交通省大臣官房
建設流通政策審議官
大森 雅夫 様

建設生産システム合理化推進協議会



平成22年度建設生産システム合理化推進協議会申合せ事項の
周知等について（協力依頼）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の活動につきまして、格段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協議会では、従来より「契約適正化」の推進方策について検討を行っており、平成19年度においては、『総合工事業者・専門工事業者との間における工事見積条件の明確化について－「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の作成－』（11工種）について、4工種（機械土工事、建築根切り工事、硝子工事、塗装工事）の追加を申し合わせ、周知等を行ったところであり、同時に貴省からもその周知方について通知して頂いたところであります。

当協議会におきましては、今般、別添のとおり金属製建具・カーテンウォール（改訂）、左官工事（新規追加）の2工種について取りまとめ、申合せを行い、関係団体に周知等を図ったところであります。

つきましては、貴省におかれましても、この申合せの趣旨をご理解頂き、周知等につきまして特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

総合工事業者・専門工事業者間における

工事見積条件の明確化について

－「施工条件・範囲リスト」(標準モデル)の作成－

平成22年12月16日

建設生産システム合理化推進協議会

建設産業の生産活動における設計者、総合工事業者、専門工事業者、資機材業者等の分業関係のうち、総合工事業者、専門工事業者間の契約関係については、本協議会において、これまで「契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針」(平成5年3月)、「条件変更時の適正な手順に関する指針(見積条件と実際の施工条件が異なっていた場合の適正な対応)」(平成6年3月)についての申合せを行い、その適正化に取り組んできたところである。

しかしながら、国土交通省が毎年実施している「下請取引等実態調査」によれば、なお一部に下請契約において、十分な見積協議に基づく書面による契約が行われておらず、施工条件が不明確なままに着工されているケースが見られる。また、元請による、いわゆる一方的な「指値」による発注など、下請に対するしわ寄せを生んでいると指摘されている面もある。

本協議会では、こうした実態を踏まえ、適正な競争条件の整備と励行に向け、契約締結の適正化を促進するための踏み込んだ協議を重ねてきたところである。その結果、工事見積条件の明確化を図ることが重要であり、特に見積時点における価格を決定する事項について書面により明確にするため、標準モデルとして、平成13年度に見積協議の際に活用する「施工条件・範囲リスト」(9工種)を作成し、その後、2工種(圧接工事、鉄骨工事)を追加し、また、平成18年度においては、4工種(機械土工事、建築根切り工事、硝子工事、塗装工事)の追加を行い、併せて15工種の標準モデルを作成するに至っております。

本協議会は、さらに、今般、1工種の改訂(金属製建具・カーテンウォール)及び1工種の新規追加(左官工事)を実施し、その普及・促進を申し合わせるものである。また、引き続き他工種についてもその作成に努めていくものとする。

なお、本協議会構成団体は、傘下会員企業に対し、パンフレットの作成・配布や研修の実施等により、この申合せの主旨の周知徹底を図り、契約の適正化に努めるものとする。

総合工事業者・専門工事業者間における

工事見積条件の明確化について

－「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の作成－

平成22年12月16日

建設生産システム合理化推進協議会

平成19年3月13日に本協議会において内容の普及・促進を申し合わせた15工種の「施工条件・範囲リスト」に、今般、1工種の内容を改訂するとともに、新たに標準モデル1工種を追加する。（合計16工種）

記

○ 工種名称及び内容の改訂

- ・金属製建具・カーテンウォール（旧名称）
- ・金属製建具・カーテンウォール・シャッター・オーバーヘッドドア工事（新名称）

○ 工種追加

- ・左官工事

<参 考>

平成13年度作成及び平成14、15、18年度追加の標準モデル

- ・機械土工事（平成18年度）
- ・建築根切り工事（平成18年度）
- ・型枠大工工事
- ・鉄骨工事（平成15年度）
- ・鉄筋工事
- ・圧接工事（平成14年度）
- ・コンクリート打設工事
- ・外部足場工事
- ・金属製建具・カーテンウォール工事
- ・内装仕上工事
- ・防水工事
- ・硝子工事（平成18年度）
- ・塗装工事（平成18年度）
- ・空調衛生工事
- ・電気設備工事

なお、パンフレットの改訂及びWeb上の公開については、1月中旬頃を予定しています。

※ Web は、ヨイケンセツ・ドットコム (<http://www.yoi-kensetsu.com>) の建設生産システム
合理化推進協議会のコーナーにあります。

金属製建具・カーテンウォール・シャッター・オーバーヘッドドア工事 施工条件・範囲リスト(改訂)

名称	範囲		名称	範囲	
	指示	確認		指示	確認
主材料	建具製品本体		シール	1. 自社精製製品間シーリング	
				2. 他社・他業者との取合シーリング	
			取付・加工	1. 部材の現場組立	
				2. 躯体への取付(鉄筋・ビス止め)	
				3. アンカー出し	
				4. ガラス嵌込み	
				5. コンクリートはつり	
				6. アンカー打設(あと施工の場合)	
				7. サッシ廻りモルタル詰め	
				8. 二次配線・配管(電動の場合)	
			運搬	1. 荷揚(荷揚用機器への積込・積下し手間)	
				2. 荷揚用機器(組立・解体・損料・使用料 オペレーター費用)	
主材料	建具金物・付属品			3. 材料等の場内水平小運搬	
				4. 材料等の現場搬入	
				5. 支給材の小運搬	
				6. 貸与機械の有資格者の配置	
				7. 運搬・荷揚用コンテナ(大規模)	
			足場	1. 脚立・足場板の組立・解体・移動・積料	
				2. ローリングタワーの移動(小規模)	
				3. ローリングタワーの移動(大規模)	
				4. ローリングタワーの組立解体	
				5. 足場等の盛替	
				6. 高所作業車	
				7. コンドラの搬重・取付・盛替作業	
主材料	金属工事・鋼製下地		墨出し	1. 基準墨	
				2. 仕上げに必要な基準となる墨	
				3. 施工に必要な墨出し	
			養生・クリーニング	1. 製品への(搬入)養生	
				2. 取付中の溶接火花落下防止養生	
				3. 取付完了後の養生	
				4. 元請への引渡し前のクリーニング(1回)	
			片付け	1. 建設廃棄物の場外搬出・処分に係る費用	
				2. 梱包材・発生材の場内指定場所への集積	
主材料	ガラス		機器	1. 取付機器(測定器等)	
				2. 取付用搬運機器・吊り器具等	
			溶接電機(ウェルダ)	1. 溶接電機(ウェルダ)	
				2. 取合・他業種製品との取合い作図	
主材料	金具工事		図面・書類	3. 製作・施工要領書	
				1. 実験用供試体工事	
			見本	2. 見本品及び模型製作	
				1. 製品検査	
			検査・確認	2. 自主検査表提出	
				3. 検査立会	
主材料	安全		安全	1. 作業保護具	
				2. 安全パトロール	
			その他	3. 揚重の合図・玉掛け	
				1. 作業時間(: ~ :)	
			その他	2. 休日作業	
				3. 搬入車両規制	
主材料	補助材料		その他	4. 工事用電力・給水設備の使用料金	
				5. 現場詰所・資材倉庫等仮設物	
			別途協議・確認事項	6. 作業員通勤車輛の駐車場使用料	
			参考	・インサートは、コンクリートに埋込むサッシアンカー	
				・シャッターの操作Boxは、スイッチBoxを含む	
			参考	・一次ファスナー(先埋込み)は、コンクリートに埋込むファスナーで、埋込みは躯体工事、鉄骨付けの場合は、鉄骨工事	
			参考		

1. 指示欄は総合工事業者、確認欄は専門工事業者が使用する。(○印=見積に含む・条件内、×印=見積に含まない・条件外)
2. 上記項目以外に必要な項目については、適宜記入し、使用する。
3. 特に双方の協議・確認が必要な事項については、別途協議・確認事項に項目を記入し、使用する。
4. ()内には具体的な内容を明示し、使用する。

凡例

**左官工事
施工条件・範囲リスト(新規追加)**

	名 称	範囲 指示 確認
材 料	1.結合材料	
	2.混和材料	
	3.左官用軽量発泡骨材	
	4.骨材	
	5.水	
	6.既調合材料 ・下地調整塗材(0-1.0-2.0M-1.0M-2) ・ラス下地用軽量モルタル ・カラーセメント ・既調合プラスター ・セルフレベルング材	
	7.高強度材料(特殊ポリマーモルタル等)	
補助材料	1.定規	
	2.面木	
	3.床用足付き目地棒(黄銅)	
	4.目地棒	
	5.吸水調整材	
下 地	1.下地の品質・精度・ひび割れ・不陸など点検	
	2.下地の調整 ・硬化不良面の処理 ・P.B等ジョイント部の処理	
	3.掃除(清掃・ケレン)	
	4.目荒らし・超高压洗浄	
	5.異種下地接合部処理	
	6.接合材(釘・ビス)の頭部分の処理	
施 工	1.次工程のための下地づくり工事 1-① 補助材料取付手間 1-② 目地割付 1-③ 目地棒取付及び後処理 1-④ ラス貼り下地の製作	
	2.塗り仕上げ工事 2-① 塗り仕上げの適用部位の確認 2-② 躯体誘発目地処理 2-③ 化粧目地の取付及び後処理	
	1.荷揚(荷揚用機器への積込・積下ろし手間)	
	2.荷揚用機器(組立・解体・損料・使用料・オペレータ費用) ・荷揚高さ40m未満 ・荷揚高さ40m以上	
	3.材料等の場内水平小運搬	
	4.材料等の現場搬入	
	5.支給材の小運搬	
	6.貸与機械の有資格者の配置	
	7.運搬・荷揚用パレット・台車	
	8.脚立・足場板の組立・解体・移動	
足 場	2.可搬式作業台	
	3.ローリングタワーの移動(小規模)	
	4.ローリングタワーの移動(大規模)	
	5.ローリングタワーの組立・解体	
	6.足場等の盛替	
	7.高所作業車	
	8.ゴンドラの搬運・取付・盛替作業	
仮 設	1.混練り場作りの手間	
	2.混練り場作りの材料(日除け・雨除け・保湿等)	
	3.モルタル洗浄水処理施設	
	4.仮設材(足場板・脚立・投光器等の材料)	
墨 出 し	5.各階の給水設備	
	1.基準墨(通り芯・レベル墨)	
	2.仕上墨(小墨)	
	3.天端墨(各種基礎及び床・立上り等コンクリート押え天端)	
	4.階段墨	

	名 称	範囲 指示 確認
養生	1.施工前の養生(ビニルシート等)	
	2.施工中の養生(板囲いビニル等)	
	3.施工後の養生(板囲いビニル等)	
	4.天候に対する処置(ビニル・帆布シート等)	
片 付	1.建設廃棄物の場外搬出・処分に係わる費用	
	2.梱包材・発生材の場内指定場所への集積・分別	
	3.足場材等支給材の指定場所への片付け	
	4.作業終了後の片付・清掃	
機 器	1.左官工具(一輪車・舟等)	
	2.計測用具(レベル・墨出し用具等)	
	3.計測用具(機械用レベル)	
	4.左官機械(ミキサー・ハンドミキサー等)	
	5.運搬機(ウインチ・ポンプ等)	
	6.仕上げ機械(研磨機・トロワール等)	
図 面 ・	1.施工計画書	
	2.施工要領書	
見 本	1.見本板・カタログ	
	2.見本塗り	
	3.モックアップ	
検 査 ・ 確 認	1.自主検査・検査立会	
	2.要求品質による検査(使用材料・塗り厚・状態・ひび割れ・厚さ)	
	3.塗付け量検査・確認	
	4.公的試験表	
	5.製造業者社内試験表・出荷証明書	
安 全	1.作業保護具	
	2.安全パトロール	
	3.揚重の合図・玉掛け	
そ の 他	1.作業時間(: ~ :)	
	2.休日作業	
	3.搬入車両規制	
	4.工事用電力・給水設備の使用料金	
	5.現場詰所・資材倉庫等仮設物	
	6.作業員通勤車両の駐車場使用料	
	1.「付け送り」の費用	
	2.現場調合・既調合の確認	
	3.塗り回数による工法の確認	
	4.左官工事のための下地の製作範囲の確認	
	5.法令・規格・基準類の優先順位	
	6.工事範囲の不明確な箇所についての対処法	
	7.左官施工以外の他の要因による不具合箇所の対処法	
	8.足場解体時の足場つなぎ跡の処理費用	
	9.柱筋内部・壁筋内部のコンクリート均し費用	
別 途 協 議 ・ 確 認 事 項	10.レベル機械の設置場所の確保	
	11.型枠工事使用セパレーター・金物の処理及び片付・清掃	
	12.床コンクリート直仕上げ等施工に於ける仕上りの平坦さの標準値(JASS5)内のレベル調整(補修)	
	13.床コンクリート直仕上げ等施工に於ける上記以外の補修	
	(例 キズ、クギ穴、床と立上り型枠面との取合い及びコンクリートのこぼれ、取付け金物等との取合修正)	
	14.床コンクリート直仕上げ打設中のレベルチェック	
	15.施工中急な天候不良による仕上がり不具合の修正	

(凡例)

- 指示欄は総合工事業者、確認欄は専門工事業者が使用する。(○印=見直しを含む・条件内、×印=見直しに含まない・条件外)
- 上記項目以外に必要な項目については、適宜記入し、使用する。
- 特に双方の協議・確認が必要な事項については、別途協議・確認事項欄に項目を記入し、使用する。
- () 内には具体的な内容を明示し、使用する。
- 材料の1~6番はJASS15 2節を参照

**建設生産システム合理化
推進協議会活動状況**

>>「建設生産システム合理化推進協議会」の概要 >TOP

▶『システム協議会』トップへ

- ▶ 平成13年度「総合工事業者・
専門工事業者間における工事
見積条件の明確化について」
(平成14年度、平成15年度、平成18年度
工種追加)
- ▶ 平成9年度「週40時間労働制
移行に伴う地方システム協議
会統一アンケート調査」調査結
果報告
- ▶ 平成8年度「週40時間労働制
移行に向けての建設業界が取
り組むべき行動計画」
- ▶ 平成6年度「建設生産システム
合理化推進協議会の申合せ事
項に関するアンケート調査報
告書」
- ▶ 平成5年度「建設技能労働者
の教育・訓練の充実について」
- ▶ 平成5年度「総合工事業者・専
門工事業者間における条件変
更時の適正な手順等につい
て」
- ▶ 平成4年度「総合工事業者・専
門工事業者間における契約締
結に至るまでの適正な手順等
に関する指針」
- ▶ 平成3年度「建設業における4
週6休制の推進について」

「建設生産システム合理化推進協議会」の概要**■協議会の設置**

平成3年2月、建設省(現・国土交通省)は従前の「元請・下請関係合理化指導要綱(昭和53年11月)」を全面的に改定した『建設産業における生産システム合理化指針』を策定した。

この指針は、(1)総合工事業者と専門工事業者が対等の協力者として負うべき役割と責任の明確化、(2)それに対応した建設産業における生産システムの在り方(分業関係に対応した合理的なルールづくり等)を示したものである。

この合理化指針において、指針遵守のための体制づくりの一環として、総合工事業者と専門工事業者が対等の立場に立って協議を行う場を設けることを提言しており、これを受けて平成3年8月、中央における建設業者団体間における自主的協議機関として『建設生産システム合理化推進協議会』が設置された(事務局:(財)建設業振興基金構造改善センター)。

同協議会では、合理化指針に基づき、適正な契約関係の形成のためのルール確立等のための申合せ等を行ってきているが、委員は総合工事業団体代表、専門工事業団体代表、学識経験者、国土交通省職員から構成されている。

■活動実績(申合せ事項等)

→ 詳細はこちらをご覧ください。

■地方協議会の動き

地方協議会は、生産システム合理化指針の主旨を踏まえ、地方における生産システム合理化作業や申合せ事項等の更なる普及を図る目的で、都道府県建設産業団体連合会が中心となって都道府県単位において設置されている。(平成14年1月現在、35府県設立)。

地方協議会においては、総合工事業者、専門工事業者だけでなく、測量・設計、建設資材等の団体もその構成員に加えており、またその活動も中央システム協活動と連携しつつ、地域の実情等も踏まえた問題について取組んでいる。

[◀ 戻る](#)

Copyright(C) 2002 財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

本サイトに掲載されている記事・写真・図表などの無断転載を禁じます。